

## 埼玉県シニアサッカー連盟 0-50 リーグ 大会実施要項

1. 名称 「2026 年度 埼玉県 0-50 サッカーリーグ」
2. 主催 (公財) 埼玉県サッカー協会／埼玉県シニアサッカー連盟
3. 主管 埼玉県シニアサッカー連盟 0-50 運営理事会  
※0-50 運営理事会  
0-50 統括理事および統括理事代行を中心に、各リーグ運営委員長、前期各リーグ運営委員長、その他担当理事、および統括理事が任意指定したメンバーによる構成とする。
4. 協賛 明治安田生命保険相互会社
5. 日程 当該年度 3 月から 12 月の開催を基本とする。
6. 会場 埼玉県内または近隣各都県の各競技場で行うことを基本とし、芝生(天然・人工)会場が確保できる場合は優先して使用する。
7. 参加資格
  1. (公財)日本サッカー協会、および埼玉県シニアサッカー連盟に登録し、埼玉県内のチームに所属している選手に限る。当該年度内(翌年 4 月 1 日まで)に 50 歳に到達する者を含む。
  2. 本大会に出場する選手は、JFA 選手登録および埼玉県シニアサッカー連盟の選手登録が正式に承認されていること。また、試合当日は JFA 選手証または登録選手一覧を必ず持参し、本人確認のために提示すること。
  3. JFA 選手証または登録選手一覧に証明写真が未貼付の選手は本大会に出場できない。特例として、本人確認が出来る身分証明書(運転免許証等、本人写真が添付されている身分証明書)を提示する事により出場を許可する。
8. 参加チーム 埼玉県シニアサッカーリーグ 0-50・1 部/2 部/3 部リーグに在籍(登録)しているチームとする。
9. 大会形式
  1. 1 部リーグ 12 チーム、2 部リーグ 12 チーム、3 部リーグ 18 チームの合計 42 チーム、3 部リーグ制で行う。
  2. 1 回戦総当たりのリーグ戦を行い、試合の「勝利チームに勝ち点 3」、「引き分けチームに勝ち点 1」を付与し、「敗戦チームは勝ち点 0」とする。  
なお、3 部リーグは、A グループとして 9 チーム、B グループとして 9 チームに分け、各グループ内での 1 回戦総当たり戦終了後、順位に応じて上位リーグ・中位リーグ・下位リーグに分ける。上位リーグ 6 チーム、中位リーグ 6 チーム、下位リーグ 6 チームで編成し、未対戦のチームとの総当たり戦を実施して最終順位を決定する。
  3. 1 部リーグおよび 2 部リーグの順位は、次の通り決定する。  
(1) 総勝ち点 (2) 得失点差 (3) 総得点 (4) 当該チーム同士の対戦成績 (5) 抽選

4. 3部リーグの順位は、次の通り決定する。  
最初に実施するA・Bリーグは、各グループ内による1回戦総当たりリーグ戦を行い、A・Bリーグ終了後、その順位に基づき、上位・中位・下位リーグに再編成する。上位・中位・下位リーグにおいては、同一リーグに所属するチーム同士で、A・Bリーグにおいて既に対戦した試合結果のみを引き継ぐものとし、未対戦のチームとの対戦を実施する。最終順位は、1回戦総当たりリーグ戦の引き継いだ成績と上位・中位・下位リーグで実施した試合結果を合算した成績により、以下の方法で決定する。  
(1) 総勝ち点率 (勝ち点 ÷ 試合数) (2) 得失点差率 (得失点差 ÷ 試合数) (3) 総得点率 (総得点 ÷ 試合数) (4) 当該チーム同士の対戦成績 (5) 抽選
5. 全試合の試合時間は50分間(前・後半各25分間)とし、ハーフタイムのインターバルは5分間以内とする。
6. 以下の場合には不戦敗扱いとし、「0対3」とする。  
(1) チーム事情により棄権となった場合。  
(2) 試合開始時または試合途中で試合成立人員が7人(GKを含む)に満たない場合。  
(3) 未登録選手が出場した場合。(後に発覚した場合も適用)  
(4) 埼玉県シニアサッカー連盟フェアプレー・規律部会で決定された出場停止処分中の選手が出場した場合。
7. 1部リーグ、2部リーグ、3部リーグの昇降格及び入替えについては、基本次の通りとする。但し、各リーグのチーム数増減や不測の事態が発生した場合、下記運用に変更が生じる可能性がある為、詳細運用については当該年度の「埼玉県シニアサッカーリーグ 入替戦 大会要項 (0-50)」に準ずる。  
<昇格>  
2部リーグ最終順位1位と2位の2チームは、1部リーグへ自動昇格とする。  
3部リーグ最終順位1位と2位の2チームは、2部リーグへ自動昇格とする。  
いずれも当該リーグへの出場の義務を負う。  
<降格>  
1部リーグの11位と12位の2チームは、2部リーグに自動降格とする。  
2部リーグの11位と12位の2チームは、3部リーグに自動降格とする。  
いずれも当該リーグへの出場の義務を負う。  
<入替>  
1部リーグの10位は、2部リーグ3位との入替戦を行う。  
2部リーグの10位は、3部リーグ3位との入替戦を行う。  
入替戦への出場権を得たチームは、別途定める入替戦への出場の義務を負う。  
※リーグの入替戦は、リーグ戦全日程が消化した後に行う。

## 10. 競技規則

(公財)日本サッカー協会(サッカー競技規則2025/26)による。但し、以下の項目については本大会の規定を適用する。

## 11. 大会規定

1. 競技のフィールドは、天然芝または人工芝または土にて行う。
2. 試合球は、モルテン社製『ヴァンタッジオ 4900 (品番:F5N4900)』とする。
3. 本大会の出場可能人数は、メンバー提出用紙に記載された人数とする。
4. 一度退いた選手は、再交代が認められた場合のみ再び出場することができ、かつ何回でも交代可能とする。また、交代選手の人数は制限しない。

5. ベンチ入りは、メンバー提出用紙記載選手およびチーム役員、スタッフのみとする。
6. チームベンチの位置は、本部からフィールドに向かって左側をホームチーム(組合せ表の左側)、右側をアウェーチーム(組合せ表の右側)とする。
7. テクニカルエリアを設置し、戦術的指示についてはテクニカルエリア内からその都度1人(監督、コーチ、またはスタッフ)のみとし、それ以外は一切認めない。
8. ランニングタイムを基本とする。例外としてGK/FPが負傷し、すぐにフィールド外へ移動することが出来ないと主審が判断した場合はアディショナルタイムを適用する。但し、前後半各3分間を上限とする。また、アディショナルタイムの表示は行わない。
9. キックオフ45分前に各チームはメンバー提出用紙3部を大会本部に提出すること。また、提出が遅れたチームに関しては、チーム事情により棄権とする。
10. キックオフ30分前または前試合の後半開始時間頃を目安に、マッチ・コーディネーション・ミーティング(MCM)を大会本部付近にて行う。マッチコミッショナーが各チーム代表者、審判員4名、会場担当者を招集し、MCM対応チェック表に則った事前打ち合わせを実施する。また、会場担当は会場利用上の注意等を併せて各チーム代表者に説明する。
11. 負傷した競技者確かめる為に、主審から入場を許可される人員の数は2名までとする。
12. プラスチック、または類似の素材で出来たスポーツ眼鏡以外は使用禁止とする。
13. ネックウォーマー等の装身具は原則使用禁止とする。
14. 日程の期間内で全試合が消化できなかった場合、終了月末時点での順位で確定する。また、節で未消化の試合がある場合(各チームの消化試合数にばらつきがある場合)、未消化試合がある節は成績に反映させず、順位の決定を行う。
15. アンダーカテゴリー枠の選手について、登録人数の制限は設けないが、同時にフィールド内でプレーできる人数は5名以内とする。  
1種枠の選手について、登録人数の制限は設けないが、同時にフィールド内でプレーできる人数は3名以内とする。

## 12. ユニフォーム

「<別紙>2026年度 埼玉県シニアサッカー連盟ユニフォーム規程」に則る。

## 13. 事故/怪我対応

1. 試合会場(試合中を含む)での事故、怪我については当該チームの責任にて処置する。
2. 救急搬送の場合は会場担当チーム責任者および当該チーム責任者が「事故報告書」を作成し、各リーグ運営委員長に報告をする。※救急搬送はしないが、担架出動、出血を伴う怪我などの場合についても、「事故報告書」の作成対応を行う。

## 14. 傷害保険

1. 本大会への参加者は、スポーツ保険等の傷害保険に加入することを必須条件とする。

## 15. 懲罰

1. 本大会は、(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に則る。
2. 本大会において、退場、退席を命じられた選手、役員、スタッフは、チームに懲与できない場所まで移動すること。また、出場停止処分を受けた試合数の同一競技会への出場および会場入りを不可とする。

- (1) 以降の処分については、埼玉県シニアサッカー連盟フェアプレー・規律部会の判断により決定し、当該チームの監督に発行する通告書をもって確定とする。
  - (2) 退場、退席（1試合警告2回による退場、退席を含む）による出場停止処分は、同一競技会（埼玉県シニアサッカー連盟が定める「警告・退場による出場停止取扱い基準」）における直近の試合で順次消化する。
  - (3) 出場停止処分は同一競技会で消化しない限り、他カテゴリーの同一競技会への出場は認めない。
  - (4) 出場停止処分が当該年度内に消化しなかった場合、次年度の同一競技会で消化する。
  - (5) 退場、退席による出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、JFA/KTFA 主催大会には適用しない。
3. 本大会において、累積の警告を受けた選手（本大会における試合数が10試合以上のリーグは警告3回、10試合未満のリーグは警告2回を受けた選手）、役員、スタッフは、次の同一競技会の出場および会場入りを不可とする。
- (1) 警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2回目以降は2試合の出場停止処分とする。
  - (2) 出場停止処分は、同一競技会における直近の試合で順次消化する。
  - (3) 同一試合で2回の警告を受けて退場処分となった場合、その2回の警告は累積しないが、警告1回を受けた後にさらに退場処分を受けた場合は累積される。
  - (4) 同一試合で警告累積による出場停止と退場による出場停止は同時に科される。この場合、退場による出場停止を先に消化する。
  - (5) 出場停止処分は同一競技会で消化しない限り、他カテゴリーの同一競技会への出場は認めない。
  - (6) 出場停止処分が当該年度内に消化しなかった場合、次年度への繰越しはしない。
  - (7) 警告の累積による出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、JFA/KTFA 主催大会には適用しない。

## 16. 表彰

1. 本大会の表彰等は以下の通りとする。
  - (1) 表彰状の付与→各リーグ優勝チーム、1部リーグ準優勝チーム
  - (2) 奨励金の付与→各リーグ優勝チーム、1部リーグ準優勝チーム
2. 本大会の1部リーグ優勝および準優勝チーム、3位チームには、「JFA 全日本0-50 サッカー大会関東地区予選会」または「KTFA 関東0-50 サッカー大会」の出場権を得る為の「0-50 代表決定戦」への出場資格を付与する。代表決定戦については、別途定める「埼玉県シニアサッカー連盟 代表決定戦 実施要項 (0-50)」に則って実施する。当該チームは代表決定戦、およびその勝者が進出する「JFA 全日本0-50 サッカー大会関東地区予選会」または「KTFA 関東0-50 サッカー大会」への出場の義務を負う。

## 17. 試合運営

1. 各リーグ運営委員長は、退場または退席が発生した場合、当該試合実施日の翌々日までに「マッチコミッショナー報告書」、「警告・退場累積記録」および当該選手在籍チームの「メンバー提出用紙」をフェアプレー・規律部長および関係者に

提出する。

2. 落雷、荒天の場合、会場責任者／審判員／マッチコミッショナーおよび担当理事（現場に居合わせた場合のみ）による協議のうえ、当該試合の一時中断、中止の判断を行い、その場合における処置は以下とする。
  - (1) 1 試合における試合中断時間は最大 20 分間/1 回とし、2 回目の中断をする場合はその時点で中止または再試合とする。
  - (2) 試合中断～再開をした試合数（累計中断時間）と会場借用時間を考慮したうえで、以降の試合継続可否を判断します。中止判断をした試合以降の試合を継続する判断は、中止判断時点で次試合のキックオフ時間を過ぎていない事を条件とします。また、中止判断をした試合の次の試合も中止判断した場合は以降の試合をすべて中止とします。
  - (3) 試合開始前および前半終了前に中止判断が下った場合は、延期（再試合）とする。
  - (4) 前半終了または後半途中で中止判断が下った場合は、前半終了時点のスコアで勝敗を決定する。
  - (5) 再試合の日程については、0-50 運営理事会にて協議のうえ決定し、再試合対象チームの運営委員および連絡担当に通達を行う。
3. 埼玉県シニアサッカー連盟および 0-50 運営理事会が定める「熱中症対策」を実施する。
  - (1) 熱中症中断期間は、7 月～8 月を基本とする。
  - (2) 熱中症対策期間は、6 月中旬～9 月を基本とする。
  - (3) 熱中症対策期間以外でも試合当日の気温や湿度を考慮したうえで、マッチコーディネーションミーティングにて飲水タイムの要否を決定する。
4. 試合出場選手のマスク着用について、以下の運用とする。
  - (1) 不織布マスクなど鼻付近に固形物が入っているものには、危険防止の為、着用を不可とする。
  - (2) 固形物が入っていないマスクの着用は可能とする。
5. チーム事情により試合を棄権する場合には、各リーグ運営委員長経由 0-50 担当理事メンバー、当該試合の対戦相手に速やかにその旨の連絡を行い、必ず了承を得る事とする。（原則 2 週間前まで）
  - ・当該試合については不戦敗とし、そのリーグ戦の試合時間は基本空き試合とする。
  - ・棄権により不戦敗となったチームは、9. 大会形式 6 項を適用し、且つ当該日に割当てられている審判・MC 担当は予定通り対応すること。

18. マッチコミッショナー
  1. リーグ日程表で定められた割当てにより、各チーム 1 名のマッチコミッショナー（未経験のマッチコミッショナーを割当てる場合、必ず経験者の代行者）を帯同する。
  2. 以下の注意事項を順守する。
    - (1) 試合開始 30 分前までに両チーム代表者 1 名以上および審判員、会場担当者を招集し、「マッチ・コーディネーション・ミーティング（MCM）対応チェック表」に則り、マッチ・コーディネーション・ミーティングを実施する。
    - (2) 審判員との打合せを行う。（試合開始前、ハーフタイム時、試合終了後）
    - (3) メンバー提出用紙による出場選手の確認。

- (4) メンバー表に記載されている追加登録選手については、7. 参加資格に則った対応を行う。
- (5) 「マッチコミッショナー報告書」を作成し、試合終了後、審判カードならびに対戦チームメンバー提出用紙と併せて大会本部に提出する。

## 19. 審判員

1. リーグ日程表で定められた割当てにより、各チームから計4名の帯同審判員にて行う。また、審判員資格4級以上の保有者による対応を原則とする。なお、主審担当審判員には、審判員資格3級以上の方を割り当てるように努めることとする。
2. 埼玉県以外で審判員資格を取得した帯同審判員の審判対応を許可する。
3. 審判員は、以下の注意事項を順守する。
  - (1) 本部から審判記録カードを受領する。
  - (2) 4名全員が同色の審判服を着用する。
  - (3) メンバー表による出場選手の確認およびユニフォーム、装身具等の確認を行う。
  - (4) 試合開始、終了時間を厳守する。アディショナルタイムの適用およびその他ローカルルールについては、マッチコミッショナーまたは大会本部に事前確認を行う。
  - (5) 試合終了後、結果をマッチコミッショナーに報告し、審判記録カードを提出する。

## 20. 会場運営

1. 0-50 運営理事会で策定したリーグ日程表にて割り当てられた会場運営担当チームは、「会場担当のnシート」に基づく対応を円滑且つ誠実に実行する。

## 21. その他

1. 本要項に規定されていない事項については、0-50 運営理事会による協議または0-50 合同運営委員会において協議のうえ決定し、0-50 統括理事が必要と判断した事項については常任理事会または統括理事会への報告を行う。なお、上述で決定した内容については、0-50 各チーム運営委員への通達を行う事を基本とする。但し、通達タイミングが0-50 合同運営委員会の開催時期と合えば、当該運営委員会での通達を優先する。

制定：2022年8月

改訂：2023年2月

改訂：2023年8月

改訂：2024年2月

改訂：2024年6月

改訂：2025年2月

改訂：2026年2月

埼玉県シニアサッカー連盟 0-50 運営理事会